

江東区一時預かり事業等利用者負担軽減事業のご案内

(令和6年11月～)

令和6年11月より、**低所得世帯等**のお子さんが江東区内で実施している一時預かり事業等を利用する際に利用料が**減免**されます。

1 減免となる方

次の要件をすべて満たす方

- 江東区内に住所のあるお子さんで、幼稚園・保育施設等を利用していない方
- 江東区内で実施している一時預かり事業等を利用する方 ※詳細は **2 減免となる事業** をご参照ください。
- 次のいずれかの世帯に該当する方
 - ・生活保護世帯
 - ・住民税非課税世帯
 - ・住民税所得割合算額77,101円未満世帯（給与所得360万円未満相当世帯）

※未就園児の定期的な預かり事業「あずかーる」について、第2子以降の児童が利用される場合は、要件にかかわらず、利用料が無料になります。このご案内とは別の手続きになりますので、利用施設に第2子以降である旨を申し出てください。

2 減免となる事業

事業ごとに、対象年齢や利用条件、申込方法などが異なりますので、一時預かり事業等を利用される際は **7 問合せ先** の連絡先にお尋ねいただくか、利用される施設に直接お問い合わせください。

減免対象事業	詳細	対象年齢
児童館一時保育サービス	児童館一時保育サービスは、在宅で子育てをしている方のお子さんを一時的にお預かりするサービスです。買い物、通院、美容院、家の掃除など、理由を問わずにご利用いただけます。 https://www.city.koto.lg.jp/281012/kodomo/kosodate/service/ichi_jihoiku/25667.html	生後6ヶ月～就学前までの幼稚園・保育園等に入所していない江東区内在住のお子さん
リフレッシュひととき保育	用事があるけど子どもを連れていけない、子育てに疲れて少しだけリフレッシュしたい。そんな時に利用できる、「リフレッシュひととき保育」を子ども家庭支援センターで実施しています。保育には地域のボランティアの方にも協力していただいています。 https://www.city.koto.lg.jp/282011/kodomo/kosodate/service/ichi_jihoiku/25665.html	
子育てサポート一時保育	在宅で育児をしている保護者が、通院、通学、短期就労、自宅での看護等の理由でお子さんの保育ができない場合に、認可保育所の一時保育室で、一時的にお預かりする制度です。 https://www.city.koto.lg.jp/280307/kodomo/kosodate/service/ichi_jihoiku/5924.html	
未就園児の定期的な預かり事業「あずかーる」(保育所のみ)	保護者の就労の有無に関わらず、保育園や幼稚園を普段利用していない未就園児を対象に、他のお子さんとともに過ごし遊ぶ経験を通じて子どもの健やかな成長を図ることや、家庭で子育てしている保護者の方の孤立防止や育児不安軽減等の子育て支援を行うことを目的として、お子さんをお預かりする制度です。 https://www.city.koto.lg.jp/285002/misyuennzi.html	生後6ヶ月～2歳児クラスの幼稚園・保育園等に入所していない江東区内在住のお子さん

3 減免後の利用料金(児童一人あたり)

ご利用される事業や世帯類型ごとに利用料金が異なりますので、ご注意ください。

減免対象事業	実施施設	利用区分			
		生活保護世帯	住民税非課税世帯	住民税所得割合算額77,101円未満世帯	
児童館一時保育サービス	児童館	無料			
リフレッシュひととき保育	子ども家庭支援センター				
子育てサポート一時保育	0歳児クラス	4時間以内利用	無料	無料	無料
		8時間以内利用	1,000円	1,600円	1,900円
	1歳児クラス以上	4時間以内利用	無料	無料	無料
		8時間以内利用	無料	600円	900円
未就園児の定期的な預かり事業「あずかーる」(保育所のみ)		無料			

※延長料金・キャンセル料金は減免対象外です。

4 減免を受けるには

(1)「江東区一時預かり減免パスポート」の発行申請

一時預かり事業等を利用する前に、区へ「江東区一時預かり減免パスポート」の発行手続きが必要です。ご利用される事業を選んでいただき、次のQRコードまたは区ホームページからL o G oフォームにてご申請ください。



L o G o フォーム

L o G o フォーム：<https://logoform.jp/form/Pwvm/673663>

※未就園児の定期的な預かり事業「あずかーる」について、第2子以降の児童が利用される場合、このご案内とは別の手続きになりますので、利用施設に第2子以降である旨を申し出てください。

※電子申請が難しい方については、紙による郵送の申請も可能です。

区ホームページ(7. 関連ドキュメント)から申請書をダウンロードし、下記の郵送先に提出してください。

区ホームページ：<https://www.city.koto.lg.jp/286002/itiziazukaririyousyahutankeigen.html>

減免対象事業	郵送先
児童館一時保育サービス	〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 江東区 こども未来部 こども家庭支援課 こども家庭係
リフレッシュひととき保育	〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 江東区 こども未来部 養育支援課 養育支援係
子育てサポート一時保育	〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 江東区 こども未来部 保育支援課 事業支援係
未就園児の定期的な預かり事業「あずかーる」(区立保育所)	〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 江東区 こども未来部 保育政策課 施設管理係
未就園児の定期的な預かり事業「あずかーる」(私立保育所)	〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 江東区 こども未来部 保育支援課 事業支援係

●申請に必要な書類●

対象世帯	必要書類
生活保護世帯	提出不要（区で生活保護担当部署に確認します。）
住民税非課税世帯	① 令和6年1月1日現在で江東区に住民登録がある方 提出不要（区が保有する住民税の情報を確認します。） ② 令和6年1月1日現在で江東区に住民登録がない方 ※ →住民税課税（非課税）証明書（写しで可）
住民税所得割合算額77,101円未満世帯（給与所得360万円未満相当世帯）	① 令和6年1月1日現在で江東区に住民登録がある方 提出不要（区が保有する住民税の情報を確認します。） ② 令和6年1月1日現在で江東区に住民登録がない方 ※ →住民税課税（非課税）証明書（写しで可）

※令和5年1月～12月の間、国外に居住していた方は、収入を証する書類を提出してください。提出が難しい場合は、区ホームページ（7. 関連ドキュメント）から収入申告書をダウンロードし、提出してください。

(2)「江東区一時預かり減免パスポート」の受領

申請後に区で審査を行い、1週間程度で「江東区一時預かり減免パスポート」を発行し、郵送いたします。「江東区一時預かり減免パスポート」に記載されている期間内は有効ですので、なくさないように大切に保管してください。審査の結果、対象外となった方にも、郵送でお知らせを送付いたします。

(3)「江東区一時預かり減免パスポート」の利用

利用施設との契約または利用前に必ず「江東区一時預かり減免パスポート」をご提示ください。**利用料お支払い後の減免はできません**ので、ご注意ください。

※施設は、「江東区一時預かり減免パスポート」の提示があった場合、世帯類型に応じて減免します。

※有効期間中は何度でもご利用可能です。

例①住民税非課税世帯利用者が日額1,500円のリフレッシュひととき保育を利用した場合 →「江東区一時預かり減免パスポート」を提示することで、利用料1,500円が全額減免となります（利用料0円）。
例②生活保護世帯利用者が日額4,000円の子育てサポート一時保育（8時間、0歳）を利用した場合 →「江東区一時預かり減免パスポート」を提示することで、3,000円が減免となるため、1,000円のみ施設に支払います。

5 有効期間

「江東区一時預かり減免パスポート」の有効期間は、発行日から最初に到来する8月末までです。令和6年度に「江東区一時預かり減免パスポート」を発行した場合は、令和7年8月末まで利用可能です。

※継続してご利用される場合は、有効期限が切れる前に申請してください。手続きは7月から可能です。お早めに申請してください。

6 よくある問い合わせ

質問	回答
利用回数に制限はありますか？	制限はありません。
利用する施設・事業ごとに「江東区一時預かり減免パスポート」の申請が必要ですか？	再度申請する必要はありません。「江東区一時預かり減免パスポート」をお持ちの方は、有効期間内であれば全ての対象施設で減免が受けられます。
1歳児クラスの子どもがおり、月極で通っているところはありませんが、保育の必要性の認定をもらっており、無償化補助金の対象（住民税非課税世帯）です。この場合の減免はどうなりますか？	まずは施設で減免してもらってください。その上で支払った利用料がある場合、その利用料分の「領収書兼提供証明書」を施設に発行してもらい、江東区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金の申請をしてください。補助金の詳細は認可外保育施設等を利用されている方への補助金（認可外保育施設等における幼児教育・保育の無償化）のページをご確認ください。 https://www.city.koto.lg.jp/280307/r6hutankeigen.html

<p>年度途中で保育園や幼稚園に入園した場合も、「江東区一時預かり減免パスポート」の期間内であれば減免は適用されますか？</p>	<p>年度途中で次の施設に入園・入所となった場合は、江東区一時預かり事業等のご利用ができません。減免も対象外となりますので、「江東区一時預かり減免パスポート」を近隣の施設に返還してください。</p> <p>(認可保育所、認定こども園、小規模保育所、居宅訪問型保育、家庭的保育事業(認可)、幼稚園、認証保育所、区の家庭福祉員、定期利用保育、企業主導型保育施設)</p>
<p>幼稚園で実施している未就園児の定期的な預かり事業「あずかーる」を利用した場合、減免はありますか？</p>	<p>幼稚園で行っている未就園児の定期的な預かり事業「あずかーる」は、このご案内とは別の手続きになりますので、以下のページからご確認ください。</p> <p>(区立幼稚園) https://www.city.koto.lg.jp/581111/azuka-ru.html</p> <p>(私立幼稚園) https://www.city.koto.lg.jp/581111/shiritsumisyuennzi.html</p>
<p>自分の世帯年収がわからないのですが、どのように申請すれば良いでしょうか？</p>	<p>下記に住民税の確認方法について記載しています。ご不明な場合は、L o G o フォーム Q 3 において、②住民税非課税世帯または③住民税所得割合算額 77, 1 0 1 円未満世帯のどちらかをお選びいただき、申請してください。区の審査にて決定いたします。</p>

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の例



The image shows a tax determination notice with a callout box labeled "拡大" (Expansion) pointing to a specific section. The callout box contains the following text:

(1) 住民税非課税世帯
 → 特別区民税「所得割額⑥」、「均等割額⑦」の欄がいずれも0円

(2) 住民税所得割合算額77,101円未満世帯(給与所得360万円未満相当世帯)
 → 「税額控除前所得割額④」の欄が77,101円未満
 (左下の所得控除欄に記載がある方は、算定方法が異なる場合があります)

7 問合せ先

利用されるサービスを選んでいただき、下記の間合せ先へご連絡ください。

(1) 児童館一時保育サービス

こども未来部 こども家庭支援課 こども家庭係 03-3647-9230

(2) リフレッシュひととき保育

こども未来部 養育支援課 養育支援係 03-3647-4408

(3) 子育てサポート一時保育

こども未来部 保育支援課 事業支援係 03-3647-9084

(4) 未就園児の定期的な預かり事業「あずかーる」

区立保育所：こども未来部 保育政策課 施設管理係 03-3647-9094

私立保育所：こども未来部 保育支援課 事業支援係 03-3647-9084

区ホームページ：<https://www.city.koto.lg.jp/286002/itiziazukaririyousyahutankeigen.html>